

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランッキングシステム及びケーブルダクティングシステムー第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 CTS又はCDSは、必要に応じて絶縁電線、ケーブル及びシステムに含まれる電気機器に対して機械的保護を備えるように設計され構成しなければならない。また、必要に応じて適切な電氣的保護も備えなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.8 箇条10 10.6 箇条11 11.1 11.1.1	箇条9 構造 9.8 挿入開口部 挿入開口部は、絶縁電線及びケーブルの機械的保護のために、電線管及び／又は同様のものの接続、又はケーブルの保護カバーがシステムコンポーネントに規定の値以上挿入できなければならない。 電線管用の挿入開口部は、規定の電線管が接続できなければならない。 箇条10 機械的特性 10.6 システムアクセスカバーの保持 工具でしか開けられないCTS又はCDSアクセスカバーは、工具なしで開けることができてはならない。 箇条11 電氣的特性 11.1 電氣的連続性 11.1.1 一般 電氣的連続性があるCTS又はCDSは、十分な導電性をも	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランッキングシステム及びケーブルダクティングシステムー第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					たなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 CTS又はCDSは、必要に応じて絶縁電線、ケーブル及びシステムに含まれる電気機器に対して機械的保護を備えるように設計され構成しなければならない。また、必要に応じて適切な電氣的保護も備えなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.3	箇条7 表示及び文書 7.1 個々のシステムコンポーネントには、次の事項を表示しなければならない。 ・ 製造業者の名称、商標又は識別マーク ・ 製品の識別マーク 保護接地端子は、規定の記号で表示しなければならない。 7.3 製造業者は、適切かつ安全な設置及び使用上の全ての情報を必要に応じて文書に明示しなければならない。文書には、次の事項を明示しなければならない。 ・ システムのコンポーネント ・ システムコンポーネント及びそのシステム全体の機能 ・ 製品の分類（種類） ・ CTS又はCDSのケーブルの収容可能な断面積、等	
第 四 条	供用期間中における安全機	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造	■該当 □非該当	箇条9 9.4	箇条9 構造 9.4 機械的接続	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキンシステム及びケーブルダクティングシステムー第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	能の維持	であるものとする。		9.4.1 箇条14 14.2	9.4.1 ねじ接続及び他の機械的接続は、施工時及び通常の使用状態時の機械的ストレスに耐えなければならない。 箇条14 外的影響 14.2 耐食性又は汚染物質に対する保護 耐食性又は汚染物質に対する保護は、JIS C 8471-2規格群の個別要求事項による。	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条4 箇条14 14.1 14.1.1	箇条4 一般要求事項 システムコンポーネントは、保管及び運送時の最低温度、設置及び使用時の最低温度、及び使用時の最高温度のときに、施工及び使用時に生じる可能性がある負荷に耐えなければならない。 箇条14 外的影響 14.1 エンクロージャによる保護等級 14.1.1 一般 製造業者の指示に従って組み立てたCTS又はCDSは、最低限IP20とする、製造業者が指定する分類の保護等級に従った適切な保護を提供しなければならない。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.4 9.4.2	箇条9 構造 9.4 機械的接続 9.4.2 再使用するねじは、試験後、ねじ接続の再使用を損なうような損傷があってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムー第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				9.4.3	9.4.3 ねじ接続以外で再使用を意図した機械的接続は、試験後、機械的接続の再使用を損なうような損傷があってはならない。	
第七 条 第1号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条9 9.7 9.7.1	箇条9 構造 9.7 充電部への接触 9.7.1 CTS又はCDSは、通常の使用状態のように装置及び／又はその他の電気機器が設置されているときに充電部に接触できないように設計しなければならない。	
第七 条 第2号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条9 9.5 9.5.2	箇条9 構造 9.5 接触可能な露出導電部 9.5.2 製造業者の指示で組み立てたCTS又はCDSの接触可能な露出導電部は、絶縁障害が発生しても接地への信頼できる接続を備えなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 CTS又はCDSは、必要に応じて絶縁電線、ケーブル及びシステムに含まれる電気機器に対して機械的保護を備えるように設計され構成しなければならない。また、必要に応じて適切な電氣的保護も備えなければならない。	
第九 条	火災の危険源 からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	■該当 □非該当	箇条13 13.1	箇条13 火災危険 13.1 火災の影響	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキンシステム及びケーブルダクティングシステムー第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		ないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。		13.1.3	13.1.3 火災の延焼 非延焼性のCTS又はCDSは、発火しない、又は発火しても発火源を取り除いたときに燃焼し続けてはならない。	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条14 14.1 14.1.4	箇条14 外的影響 14.1 エンクロージャによる保護等級 14.1.4 危険部への接近に対する保護 組立品は、規定に従って適切な試験を行う。 検査プローブは、導体が収容される場所に入ってはならない。	
第十一條第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.1	箇条9 構造 9.1 シャープエッジ 表面又はエッジは、絶縁電線又はケーブルを損傷してはならない。	
第十一條第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.1 10.3 10.3.1 10.3.1.4	箇条10 機械的特性 10.1 機械的強度 CTS又はCDSは、適切な機械的強度がなければならない。 10.3 衝撃試験 10.3.1 保管及び輸送時の衝撃試験 10.3.1.4 試験後、試料は、破壊の兆候がなく、目視で確認	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムー第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					できる安全性を損なう可能性のある亀裂又は損傷があつてはならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当が妥当と考える。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 CTS又はCDSは、必要に応じて絶縁電線、ケーブル及びシステムに含まれる電気機器に対して機械的保護を備える	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムー第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		それがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。			ように設計され構成しなければならない。また、必要に応じて適切な電氣的保護も備えなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、不意な停止によって人体に危害を

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムー第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、部品であるため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、電磁的妨害による誤動作により安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	当該製品は、製

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムー第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■非該当			品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.2	箇条7 表示及び文書 7.2 表示は、耐久性があり、容易に読みやすくなければならない。	
第二十条 条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	□該当 ■非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキンシステム及びケーブルダクティングシステムー第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8471-1:2022

規格名：電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムー第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—